**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：平成３０年９月１４日（金曜日）１４：００～１４：２５

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

　はじめに、このたびの台風２１号及び「平成３０年北海道胆振東部地震」でお亡くなりになられました方々とそのご家族の皆様に、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。府教育庁としましては、府立学校への転入学を希望される方を受け入れるなど、被災地の皆様のニーズを踏まえた支援を可能な限り用意したいと考えています。

台風２１号による教育庁関係の被害状況について

　最初に、台風２１号による教育庁関係の被害状況についてです。

学校関係ですが、府立学校では、高校１３６校、支援学校３９校で、校舎や体育館等の屋根の破損や防球ネット、照明設備等の支柱転倒等の被害がありました。市町村立学校では、まだ報告をいただいていない市町村もありますが、３６市町８６３校園、私立学校では４９４校園の物的被害の報告を受けています。教育庁関係施設では、少年自然の家で渡り廊下の屋根や窓ガラスが破損したなど、あわせて１１の施設で物的被害がありました。また、府内の文化財の被害状況ですが、国指定及び登録文化財１４６件、府指定文化財５４件の被害について報告を受けています。

今後の予定ですが、府立学校については、現在、緊急に対応すべきものから順次補修工事を実施しており、引き続き、子どもたちの学習に与える影響が最小限にとどまるよう、補修工事等に努めてまいります。また、その他の関係施設についても補修に向けた作業を進めるとともに、文化財については、修理補助等の手続きについて必要な支援を行ってまいります。

「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」の策定について

　次に、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」の策定についてです。

　本年３月に、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を公表しました。都道府県はこれに則って、部活動の活動時間や休養日の設定などについて方針を定めることとされており、この間、府において検討を進め、このたび、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。

　部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていますが、一方で、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員にとっては長時間勤務の要因の１つになっているという面は否めないと思います。

このたび定めた府の方針は、中学校及び高等学校の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境をどう構築するかという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざしています。

高等学校では、平日は少なくとも１日、週末のうち少なくとも１日を休養日とすることを基本とします。国のガイドラインと異なる点として、対外試合等により、基本どおりの対応が困難な場合もあるため、学校現場の声を尊重し、ノークラブデーや学校全体で部活動を行わない日を合わせ、年間で１０４日以上の休養日を設定し、週末の休養日は、原則として月当たり２日以上となるよう設定することとしました。また、１日の活動時間は、平日では２時間程度、学校の休業日では４時間程度としています。中学校については、国のガイドラインと同じ内容としました。

この方針は、来年４月１日から運用する予定です。今後、市町村教育委員会や学校法人等の学校設置者は、スポーツ庁のガイドラインに則り、府の方針を参考にしていただき、方針を策定することとなります。また、校長は、学校設置者の方針に則り、毎年度、「学校の方針」を策定することとなります。

なお、文化部については、現在、文化庁において、同様のガイドラインが検討されていますので、当面の間は、今回策定した運動部活動に関する方針に準じた取扱いをするものとします。

秋季特別展「発見！古代エジプト」の開催について

　最後に、告知案件です。

　弥生文化博物館では、古代オリエント博物館の全面的な協力を得て、今月２４日（月曜日）から１２月１６日（日曜日）まで、秋季特別展「発見！古代エジプト」を開催します。本展では、国内の古代エジプト資料や美しい写真パネルで「古代エジプト７つのひみつ」をご覧いただきます。また、期間中には、講演会など様々な関連イベントを開催します。

記者の皆様には、周知にご協力をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

【質疑応答】

（ 記 者 ）部活動の方針についてですが、大阪市では桜宮高校の件があったので、部

活動指導については具体的な方針を作りましたが、府としては、こういっ

た形で方針を作るのは初めてですか。

＜教育長＞ そうです。色々な社会情勢の中で、教員の働き方が大きな問題になってい

ます。また、この夏は熱中症の心配もありましたので、スポーツ庁のガイ

ドラインを受けて、部活動全体について関係者の合意が得られるように、

少しでも「健康」と「部活動に対する意欲」が両立できるようなものをめ

ざして作成しました。

（ 記 者 ）本日の教育委員会会議でも出ていたかと思うのですが、私立学校について

も、この方針に準じた方針の作成を求めていくということですか。

＜教育長＞ そうです。本日決定しましたので、私立学校の設置者である学校法人の責

任において、進めていただくことになります。また、公表などの手続きも、

学校あるいは校長の責任で行っていただくことをお願いしていきます。

（ 記 者 ） 私立学校で、スポーツに力を入れている学校であれば、とてもこの方針を

守れないというところも現実にはあるのではないかと思うのですが、この方針はどの程度の強制力、実行力を持つのですか。

＜教育長＞ ご指摘のように、部活動そのものに力を入れている学校もあります。そうした中で、最大公約数的に、学校関係者全体が納得できるものをめざして、我々は方針を作ってきましたが、やはりどうしても「うちの学校では難しい」「もう少しなんとかならないか」という学校もあると思います。そこは、全体の動きを理解した上で、それでもあえて学校の判断として行うというのであれば、それは尊重することにならざるを得ないと思います。ただ、世の中全体が、部活動に対して厳しくというか、より健康を重視していますので、学校関係者としても、そこを意識せざるを得ないような、大げさな言い方にはなりますが、抑止力のようなものがあるのではないかという期待をしています。

（ 記 者 ） 改めて、教育長は部活動にはどういった教育的効果があると考えていますか。

＜教育長＞ 色々な教育的効果があり、学校の管理下において、安全・安心を前提にした上で、生徒の意欲を尊重して行うものであって、それを伸ばす、あるいは仲間と一緒になって目標を達成する、さらには、保護者をはじめ、部活動そのものを支えていただいている関係者の皆様への感謝の意を持つなど、多面的な効果があると考えています。

（ 記 者 ） この夏、教育庁でも夏の高校野球について配慮してほしいという申し出を

されていましたが、恐らく来年度も同じような日程で同じように開催され

るのではないかと思います。改めて働きかけ等をする予定はありますか。

＜教育長＞ 知事の意向も踏まえて、また教育委員会としても、現行の枠の中で時間

をずらすなど、担当課から電話で申し入れをさせていただきました。行政

機関として申し入れをしていますから、その後の状況についてはフォロー

をして、十分な答えをいただけていないのであれば、さらにお願いするこ

とになると思います。

（ 記 者 ） 時期をずらしていただきたいという思いは変わっていませんか。

＜教育長＞ もちろんです。

（ 記 者 ） 吉村大阪市長が、学力テストの結果を教員の給与に反映させるということ

をおっしゃっていまして、本日大阪市で総合教育会議が行われますが、こ

の件についての大阪府としての考えを教えてください。また、これまで市

と同じような方針を進めてきましたが、この件についても、府でも同じよ

うな方針を打ち出していくのですか。

＜教育長＞ 学校現場において、児童生徒の学力向上を目標として設定し、それを教員

をはじめとし、学校が一丸となって取組みを進め、それを校長自身が教員の努力の結果として、あるいは努力しようとする意欲を評価することは当然だと思います。ただ、それと、具体的に給与や手当というかたちで反映するということは、少し別の話だと思います。評価することはいいことだと思いますが、どう反映させるかは非常に難しいところだと思います。法律で定められた枠組みで言いますと、基本的には任命権者である市教育委員会が判断されることですので、私どもとしてはその判断を尊重するというのが、現在の基本的な考え方です。もちろん、テストの結果は、家庭環境などの多面的な要因によって導かれたものだと思います。ですから、そういうことを考えた時に、学力テストの結果だけを捉え、それのみをもって教員の努力を評価することについては、教員の努力がテストの結果に反映されていることは否定しませんが、教員の努力だけがその結果を導いているかというと、少し議論のあるところだと思います。いずれにせよ、基礎自治体として、市長、市教育委員会が、自分の市の子どもたちの学力に責任を持とうとすることについては、私はある意味当然のことではないかと思っています。

（ 記 者 ） 先日チャレンジテストが行われましたが、今回は台風２１号の影響があり、実施時期にばらつきがあるかと思います。学校全体において、家が壊れたり、心を痛めている子どもが多い学校、少ない学校など、色々な条件に差があったかと思いますが、今回もこれまでと同様に、結果を高校入試に反映させることは変わらないのですか。

＜教育長＞ 決してそこを冷たく言い放つ気はありません。チャレンジテストについては、６月１８日に大阪北部地震があり、２０日に予定されていたものを一旦延期し、再度９月４日に設定しましたが、４日には台風がやってきて、そうした大変な状況の中で、基本的には９月６日を実施日とし、市町村教育委員会にお願いしました。その際には、決して無理をしないでほしい、市町村教育委員会や学校の判断を尊重し、子どもたちの状況を見ながら、無理のない範囲でお願いしたいと申し上げました。結果として、６日の実施率は８５パーセントという数字になっており、統計上有意かどうかということが判断の基準にはなりますが、この数字を見ると、一定割合以上の皆さんが頑張って受けていただいたんだなという結果ですので、やはり、これは引き続き、入学者選抜に活用させていただくという判断で間違いないのではないかと思います。

（ 記 者 ） 部活動方針についてですが、これは府立学校については義務化したということですか。

＜教育長＞ 義務化ではなく、努力目標です。義務化というと、守らないと処分すると

いうような意味にとれますが、そうではなく、みんなで頑張ろうということですので、努力義務です。

（ 記 者 ） まさにその点についてですが、方針を守れておらず、また学校が改善する様子も見られない場合は、懲戒処分などがあるわけではないのですか。

＜教育長＞ あまりにもかけ離れたことをしている学校があれば、指導はします。

（ 記 者 ） 市町村教育委員会には、特に中学校について、この方針と同じ条件で設

定してもらいたいということですか。

＜教育長＞ そうです。市町村からすると、まずスポーツ庁のガイドラインがあり、府の方針があり、それを見て、自分たちの市町村はどうするかということを議論していただいて、また各学校で判断していただくこととなります。

（ 記 者 ） 市町村は、活動時間が２時間、休業日は３時間を超えるような設定を少なくともしないという見通しなのですか。

＜教育長＞ 設定された場合は、方針を策定した立場として話を伺うなどしますが、基本的には責任主体は学校長や市町村教育委員会ですので、それを全体的に変えるよう指導するなど、そういったことはありません。

（ 記 者 ）　私立学校については平日２時間というのを超えたりする可能性も・・・。

＜教育長＞　そこは学校の判断としか言いようがありません。

（ 記 者 ） 本日の教育委員会会議で、懲戒処分件数の報告がありました。処分件数は増えていますが、これについての感想をお願いします。

＜教育長＞　これは情けないとしか言いようがありません。教育委員会としては、そういうことがあれば厳正に処分することはもちろんですし、それとあわせて、粘り強く発生予防に向けて、教員の皆さんに理解いただけるよう啓発をし続けるしかないのかなと思います。特効薬があればもうしていますし、なかなかないのが現実で、厳正に対処するという姿勢を示しつつ、今日、竹若教育委員もおっしゃっていましたが、学校現場も含めて、そういったことを撲滅していくという意識を共有する必要があると思います。

（ 記 者 ） 性的関連事案が多様になっていますが、これに対してのアプローチは何か新たにお考えですか。

＜教育長＞ そこに特化してというものはありません。